

青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における情報通信業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 情報通信業務の種類

(1) 競技会運営に関する通信

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、競技団体等の協力のもと、競技会場、練習会場等に必要な通信機器を設置し、式典及び競技会の円滑な運営を図る。

(2) 記録業務に関する通信

実行委員会は、各競技会場に必要な通信機器を設置し、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会、競技団体と連携し、迅速かつ正確な記録情報の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

(3) 輸送・交通業務に関する通信

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送及び各競技会場等の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円滑な運営を図る。

(4) 消防防災・警備業務に関する通信

実行委員会は、関係機関・団体と連携して、消防防災・警備業務の実施に必要な通信体制を確立する。

(5) 大会参加者等の便宜に関する通信

実行委員会は、交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報及び競技結果をインターネット等で迅速に提供するサービスを実施し、大会参加者等の便宜を図る。

3 通信機器

前項の業務を遂行するために使用する通信機器は、概ね次のとおりとする。

(1) 携帯電話

(2) 無線通信機器

(3) パソコン

- (4) ファクシミリ
- (5) タブレット端末

4 設置

- (1) 携帯電話、無線通信機器及びタブレット端末は、大会運営上必要と認める者に携帯させる。
- (2) パソコン及びファクシミリは、実施本部、競技会場その他の必要な個所に設置する。
- (3) 通信機器の設置については、大会運営に支障のない日時までに完了することとし、使用は原則として大会開催期間中とする。
- (4) 設置数、使用時間及び設置場所等については、競技団体及び関係機関・団体と協議のうえ決定する。

5 通信機器の管理及び保管

競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を統括する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、情報通信業務の実施について必要な事項は、別に定める。